

民主主義に対する暴力行為を許さない徳島集会決議

2010年4月14日、日の丸の旗と拡声器による怒号とともに、突然、口汚い罵声を浴びせながら徳島県教組書記局に乱入した19人のことを、私たちは今も忘れることはできない。このような抗議行動を、民主主義社会において許してはならない。同年4月21日、徳島県教組は、刑事告訴した。同時に、徳島の地で暴力的な行為を二度とさせないとの決意で「民主主義に対する暴力行為を許さない実行委員会」を結成し、毅然とした対応を司法の場に求め続けた。

2011年4月21日、徳島地裁・京都地裁の裁判を経て、襲撃犯6人が有罪となった。しかし、徳島地方検察庁は、あの罵声と襲撃の一部始終を撮影した動画をインターネット上に流し不特定多数の人の眼にさらしたことを名誉毀損としなかった。徳島県教組は、納得することはできず、徳島検察審査会に不服申立を行った。

2012年6月21日、徳島検察審査会は、徳島県教組の申立を全面的に受け入れ、「検察官の不起訴処分を不当」とする議決がなされた。私たちは、検察審査会の不起訴不当とした判断を評価する。

検察審査会は、襲撃メンバー19人すべてに対し、書記局襲撃状況をインターネットに動画配信して不特定多数が閲覧できる状態にしたことを名誉毀損とした。さらに、犯行後に県教組をはじめ被害者に対する誹謗中傷の限りを尽くした街宣活動などに対して「被害者らが受けた精神的苦痛は大きく、被害感情も峻烈である」として、「不起訴処分にしたことは納得できない」と断じ、検察官に再考を求めている。

また、有罪判決が確定している主犯格とともに書記局内に侵入しながらも不起訴となった2人に対し、検察審査会は「主犯格と同様に糾弾活動の一翼を担う行動をとるなどしており、主犯格と区別する理由は見当たらない」として、検察官に再考を求めている。

私たちは、在特会をはじめとする差別・排外主義的街宣行動を民主主義に対する脅威ととらえ、毅然とした対応をしてきた。しかし、未だに自らの正当性を主張し、企業をはじめ市民まで攻撃し、再犯を重ね続けている。

本集会に結集した一人ひとりの意思として、徳島地方検察庁に、今回の検察審査会の議決を重く受け止め、すみやかに起訴することを強く求める。

以上、決議する。

2012年7月24日

民主主義に対する暴力行為を許さない7.24緊急報告集会